

畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２農畜機第４４１７号）（本文）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱 〔略〕	畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱 〔略〕

附 則（令和８年７月６日付け８農畜機第２２９０号）

この要綱の改正は、令和８年７月６日から施行し、令和８年４月１日から適用する。